

消費者被害防止サポーターを対象としたフォローアップ研修を実施しました

2020年9月～10月、地域別4会場で開催しました

テーマ「最新の消費者被害を知ろう～新型コロナウイルス関連も含めて～」

今年度は、コロナ対応のため、各会場とも定員を半数として開催し、136人が参加しました。また、県と市消費者行政を担当する職員の皆さんが4会場で5人参加されました。

☆☆研修の概要☆☆

消費生活相談員を講師に、令和元年度の埼玉県消費生活相談年報(概要版)から県内の消費生活相談の傾向、特徴と新型コロナウイルスに関連してマスクに関する相談、旅行や結婚式の解約に関する相談が増加したこと、3事例、通信販売トラブル、廃品回収トラブル、電力会社の切り替えトラブルの手口への対応を学び、消費生活センターへつなぐことを再度確認しました。

ワークでは、クーリング・オフの目的とその適用について学び、仮の契約書を見ながらクーリング・オフ通知を記入し、最後にクーリング・オフに関するクイズに○×で回答しました。



春日部会場



小川会場



川越会場



さいたま会場

☆☆感想の一部をご紹介します☆☆

- 消費者被害の防止や被害事例をしっかり受け止めて自身の担当要援護者や自治会の役員会、班長会等で話題にして未然防止の糸口をつかみ一人でも多くの人に情報提供していければと思いました。
- ワーク(クーリング・オフ)通知書を実際書いたのは良かった。クイズも良かった。あいまいな事があったら消費者センターに相談しようと思いました。
- 情報弱者に対してどれだけバックアップできるかと最新の情報を伝えられるかが大事なので、支援がいきわたるよう身近な人達から知らせて助けていきたい。
- いままで諦めていたような契約解除方法、クーリング・オフの方法、分かりやすく教われて良かった。
- 今後、介護保険事業所との情報交換や講座等の開催を希望します。